

(1) 平成 26 年 7 月 1 日以降に、介護保険法の指定を受けた事業者の場合（介護保険法による指定を受けたことによって生活保護法の指定を受けたものとみなされた介護機関）

届出を要する事由		指 誓 定 約 申 書 書	廃 止 届 書	変 更 届 書	休 止 届 書	そ の 他
新たに生活保護法による指定を受ける場合		※ 1				
既に 指定 介護 機関 である 場合	・介護サービスの追加指定を受ける場合	※ 1				
	・事業者が変わった場合（A 法人⇒B 法人）	※ 1 および 2				
	・申請内容に変更がある場合 （例）事業所の名称又は所在地を変更した場合（行政による住居表示の変更等により変更される場合も含む）、事業者（法人）の名称又は住所を変更した場合など			○		
	・指定を受けた事業の全部又は一部を廃止した場合	※ 1				
	・事業者が指定を受けた事業を休止した場合（再開の意思がある場合）				○	
	・指定介護機関として介護サービスの指定を希望しない場合（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く。）					指定 不要 の申 し出
	・休止した事業を再開した場合					再開 届書
	・指定介護機関の指定を辞退しようとする場合 （30 日以上予告期間を設けて届出）					辞退 届書
	・介護保険法による処分を受けた場合					処分 届書

※ 1 介護事業所より福祉局監査指導部へ書類を提出することで、みなし指定となる（各福祉事務所への書類提出は不要）。

※ 2 : 介護保険法上、廃止⇒新規指定の流れとなるため、いずれもみなし指定で対応可能。

介護保険法各条項で種別ごとに指定された介護サービスは、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。ただし、介護保険法での指定申請時に、生活保護法での指定を不要とする申出書を提出された場合は、この限りではありません。介護保険法各条項で廃止、辞退、取消、効力が失われたときは生活保護法による指定の効力も失います。

保険医療を取扱う訪問看護ステーションの場合は、介護機関としての指定に加え、医療機関としても生活保護法による指定を受ける必要があります。この場合医療機関としてはみなし指定とはならないため、福祉事務所への申請が必要です。

(2) 平成 26 年 6 月 30 日までに、介護保険法の指定を受けた介護機関の場合

届出を要する事由		届出書の様式				
		指定申請書	廃止届書	変更届書	休止届書	その他
新たに生活保護法による指定を受ける場合 (サービスの一部追加指定を受ける場合を含む)		○				
すでに指定介護機関である場合	・介護サービスの追加指定を受ける場合	※ 1				
	・事業者が変わった場合 (A 法人⇒B 法人)		○ ※ 2			
	・申請内容に変更がある場合 (例) 事業所の名称又は所在地を変更した場合 (行政による住民表示の変更等により変更される場合も含む), 事業者 (法人) の名称又は住所を変更した場合など			○		
	・指定を受けた事業の全部又は一部を廃止した場合 介護保険法の指定を失効した場合		○			
	・事業者が当該事業所を休止した場合 (再開の意志がある場合)				○	
	・休止した事業所を再開した場合					再開届書
	・指定介護機関の指定を辞退しようとする場合 (30 日以上の予告期間を設けて届出してください)					辞退届書
	・介護保険法による処分を受けた場合					処分届書

※ 1 介護事業所より福祉局監査指導部へ書類を提出することで、みなし指定となる (各福祉事務所への書類提出は不要)。

※ 2 介護保険法上、新規指定の取扱いとなり、みなし指定になるため、変更前の事業所についての廃止届のみを提出する。